

広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第1号及び第3号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領

(平成26年4月1日制定・令和7年3月25日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市入札等適正化審議会運営基本要綱(平成25年6月21日施行。以下「基本要綱」という。)第3条の規定に基づき、広島市入札等適正化審議会(以下「審議会」という。)における基本要綱第2条第1号及び第3号に掲げる事項に係る審議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定例会議 会長が招集する会議のうち、基本要綱第5条第2項の規定により、おおむね3か月ごとに招集するものをいう。
- (2) 工種 広島市建設工事競争入札取扱要綱(平成8年7月1日施行)第2条第2項に規定する工種及び広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱(平成8年7月1日施行)第2条第2項に規定する工種をいう。
- (3) 再苦情 広島市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領(平成14年6月1日施行)第11条に規定する再苦情及び広島市水道局公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領(平成14年6月1日施行)第11条に規定する再苦情をいう。
- (4) 指名停止等の措置 広島市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領第3条第4号に規定する指名停止等の措置及び広島市水道局公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領第3条第4号に規定する指名停止等の措置をいう。

(審議の方法)

第3条 審議会は、基本要綱第2条第1号に掲げる事項については、定例会議において、次に掲げる事項に関し適切な事務執行がなされているかどうかを審査することを基本として、その審議を行うものとする。

- (1) 市長又は地方公営企業の管理者(以下「市長等」という。)が発注した工事に関する

入札及び契約の運用状況等

- (2) 市長等が発注した工事のうち、審議会において抽出したものに関する一般競争参加資格の設定の経緯、通常型指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯、随意契約に係る当該方法によることとなった経緯等

- 2 審議会は、基本要綱第2条第3号に掲げる事項については、市長等から再苦情の申立てに関する諮問があったときに、当該再苦情の申立てに理由があるかどうか審査することを基本として、その審議を行うものとする。

(定例会議への提出資料)

- 第4条 審議会は、前条第1項に規定するところにより審議を行うに当たって、市長等に対し、発注した工事の一覧表その他次に掲げる資料を作成し、及び定例会議に提出することを求めるものとする。

- (1) 市長等が発注した工事（予定価格が400万円を超えないものを除く。）の一覧表
- (2) 市長等が講じた指名停止等の措置の一覧表
- (3) 市長等が定めた公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理手続に基づいて行った苦情処理その他の入札及び契約過程に係る苦情処理の運用状況に関する一覧表
- (4) 市長等が行った低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により行う調査をいう。）の一覧表
- (5) その他審議会が提出を要すると認める入札及び契約手続の運用状況等に関する資料

- 2 前項各号に掲げる資料は、毎年度、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間（以下この項において「四半期」という。）ごとに作成させた上で、各四半期の末日後最初に開催される定例会議において提出させるものとする。

- 3 第1項第1号に掲げる市長等が発注した工事の一覧表（次条第1項において「発注工事一覧表」という。）は、次の各号に掲げる入札等の方法ごとに整理した上で、工事名、工事場所、契約金額、工事担当課、工期、工事種別、請負契約の相手方、請負契約の相手方の所在地、応札者数及び落札率を記載したものとする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 通常型指名競争入札

(3) 随意契約

(抽出の方法)

第5条 第3条第1項第2号の規定による抽出は、会長が、発注工事一覧表に記載されている工事の中から、次の各号に掲げる入札等の方法の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める数を任意に抽出することにより行うものとする。ただし、次の各号に掲げる入札等の方法のうちに、発注工事一覧表に記載されている工事の請負契約の相手方を決定するに当たり採用されていないものがある場合は、当該採用されていない入札等の方法については、抽出を要しない。

(1) 一般競争入札 3以内

(2) 通常型指名競争入札 1

(3) 随意契約 1

2 前項の規定にかかわらず、会長は、同項の抽出を行う権限（以下この条において「抽出権限」という。）の全部を、定例会議ごとに、そのあらかじめ指名する委員に委任し、当該委員に同項の抽出を行わせることができる。

3 会長は、前項の規定により抽出権限を委任しようとする場合は、その委員を、当該抽出権限の行使によって抽出される工事の事案（以下「抽出事案」という。）を審議する定例会議の、直前に招集する定例会議において指名するものとする。

4 定例会議において、会長（当該定例会議に係る抽出権限を他の委員に委任している場合にあっては、当該委員）は、抽出した結果の内容について、報告を行うものとする。

(抽出事案の審査)

第6条 審議会は、抽出事案に関し、一般競争入札に付したものにあっては入札参加資格の設定の経緯等に関し、通常型指名競争入札に付したものにあっては指名及び落札者決定の経緯等に関し、及び随意契約の方法によったものにあっては当該方法によることとなった経緯等に関して、適切なものであるかどうか審査するものとする。

(再苦情の申立てへの対応)

第7条 審議会は、市長等から再苦情に係る諮問があった場合において、当該再苦情が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者によるものでないこと、申立期限を徒過して行われたものであること、所定の事項の記載がないものであること等により

客観的に合理的な理由を欠くと認めるときは、市長等に対し、その申立てを却下すべき旨の意見書を作成し、市長等に報告することができる。

(1) 一般競争入札に関する再苦情

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（共同企業体にあつては、共同企業体競争入札参加資格審査申請書）を提出した者のうち、市長等においてその競争入札に参加することができる資格を有していないと確認したこと及びその理由（以下アにおいて「非確認理由」という。）の通知を受理した者で、当該非確認理由に不服があるとして市長等に苦情の申立てを行い、当該苦情に対する市長等による説明の内容に不服があるもの

イ 総合評価落札方式（地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が広島市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする）ことができる競争入札の方法をいう。次号イにおいて同じ。）を適用した工事の競争入札に参加した者のうち、落札者として選定されなかった理由に不服があるとして市長等に苦情の申立てを行い、当該苦情に対する市長等による説明の内容に不服があるもの

(2) 通常型指名競争入札に関する再苦情

ア 一の通常型指名競争入札に係る工種と同一の工種に関し競争入札参加資格を有する者で、当該通常型指名競争入札に参加することができる者として指名されなかった理由に不服があるとして市長等に苦情の申立てを行い、当該苦情に対する市長等による説明の内容に不服があるもの

イ 総合評価落札方式を適用した工事の競争入札に参加した者のうち、落札者として選定されなかった理由に不服があるとして市長等に苦情の申立てを行い、当該苦情に対する市長等による説明の内容に不服があるもの

(3) 随意契約に関する再苦情

一の随意契約に係る工種と同一の工種に関し競争入札参加資格を有する者で、当該随意契約の相手方として選定されなかった理由に不服があるとして市長等に苦情の申立てを行い、当該苦情に対する市長等による説明の内容に不服があるもの

(4) 指名停止措置等に関する再苦情

指名停止等の措置を受けた者で、市長等が当該指名停止等の措置を講じた理由に不服

があるとして市長等に苦情の申立てを行い、当該苦情に対する市長等による説明の内容に不服があるもの

- 2 審議会は、市長等から諮問のあった再苦情（前項の規定により却下すべき旨の意見書を作成し、市長等に報告したものを除く。次項において同じ。）に関し、必要に応じ、当該再苦情を申し立てた者に対し、会議への出席を求め、事情を聴くことができる。
- 3 審議会は、市長等から諮問のあった再苦情に関し、審議を終えたときは、その審議結果を記載した意見書を作成し、市長等に報告するものとする。
- 4 第1項及び前項の規定による報告は、原則として、再苦情の申立てに関する諮問があった日の翌日から起算して50日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に行うものとする。

（意見の具申）

第8条 審議会は、審議の結果、基本要綱第2条第1号及び第3号に掲げる事項に関し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長等に対し意見の具申を行うことができる。

- 2 前項の意見の具申を行うに当たり必要があると認めるときは、市長等に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委任規定）

第9条 この要領に定めるもののほか、基本要綱第2条第1号及び第3号に掲げる事項に係る審議に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月21日から施行する。
- 2 審議会の設置後最初に開催される定例会議において市長等に作成させ、及び提出を求める第4条第1項各号に掲げる資料は、平成25年の1月から3月までの期間に関するものとする。
- 3 委員の任期中において最初に開催される定例会議における第3条第1項第2号の規定による抽出については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が指定する委員が行うものとする。この場合において、同条第4項中「会長（当該定例会議に係る抽出権限を他の委員に委任している場合にあつては、当該委員）」とあるのは「市長が指定する委員」と読み

替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、決裁のあった日（令和 2 年 12 月 23 日）から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第 2 条第 1 号及び第 3 号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う建設工事について適用し、同日前に入札公告等を行った建設工事については、なお従前の例による。